

「部分的な耐震改修に係る技術基準」に基づく『部分評点』の計算方法

総 則	本書は、「部分的な耐震改修に係る技術基準」に定める『部分評点』の計算方法及びその他関係事項を定めるものである。
計算の概要	特定居室を構成する壁構面において囲まれた範囲を対象として、その部分の面積に応じた地震に対する必要耐力及び、存在耐力を算出し、当該範囲における X 方向及び Y 方向における部分評点を算出する。
計算の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 必要耐力の算定は、耐震診断における一般診断法（精算法）に準じて行う。2. 耐震補強を行う構面の存在耐力の算定は、劣化低減係数（D）を 1.0 とする。 ※この際、当該構面を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。
計算の実施	別添、『部分評点計算シート』による
計算の流れ	<ol style="list-style-type: none">1. 部分評点を計算する特定居室を設定する。2. 特定居室の面積、耐震診断条件から、特定居室の『部分必要耐力』を算出する。3. 特定居室の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分存在耐力』を算出する。4. 部分評点を算出する。 $\text{部分評点} = \text{『部分存在耐力』} / \text{『部分必要耐力』}$
判 定	部分的耐震性能に必要な一の条件 $\text{部分評点} \geq 1.5$